

企画情報部発達障害情報・支援センター 鈴木 さとみ 深津 玲子

背景と目的； 近年、我が国を含む諸外国において発達障害者への制度的対応に関するニーズは増大している。資本主義経済をもつ国において、発達障害のある人がもつ社会的リスクは、ライフステージを通じてほとんど共通する。しかしながら、国ごとに発達障害の定義は異なり、彼らに対する社会政策や福祉サービスの形態は多様である。本研究では、発達障害をめぐる政策の検討が活発に行われている国の一つとして英国を取り上げ、その動向を探ることとした。

方法； 関係機関へのヒアリング及び文献調査を実施した。具体的には、福祉サービスに関しては英国国民保健サービス及び英国社会福祉研究所、英国自閉症協会に、雇用については労働年金省及び民間企業、慈善団体に聴き取りを行った。あわせて、収集した文献及び調査資料の分析を行った。

倫理的配慮として、調査対象者には調査目的を説明し調査の了解を得た。利用者個人が特定されるような情報の収集や写真撮影は行わなかった。

結果； 英国では、日本の発達障害者支援法が示す自閉症スペクトラム障害（以下、ASD）や学習障害（以下、LD）、注意欠陥多動性障害（以下、ADHD）等を包括した概念は用いられていない。

成人の ASD 者に対応する主な福祉制度は、National Assistance Act 1948 及び NHS&コミュニティケア法 1990 であるが、長い間、知的障害のない ASD 者の多くは、その支援程度を低く見積もられ、公的サービスへのアクセスが困難であった。そこで、ASD 者に対する国及び地方自治体の責務を明確にし、関連する法定サービスにおいてクロスカッティングイシューとして位置づける目的で 2009 年に自閉症法が成立した。

雇用については、障害や性別、賃金、人種に関する差別禁止を規定した 4 つの法律を統合し、発展させた平等法 2010 が成立している。平等法は、ASD 者に加え、LD や ADHD のある人々にも対応している。法定雇用率制度を撤廃した英国においては、障害のある人々や就労上配慮を要する人々は、平等法の合理的調整規定を根拠として就労が実現している。具体的施策としては、英国国内や経済協力開発機構によって、特に、成功していると評価される Access to Work プログラムが挙げられ、今後の重点施策として優先的に資金が配分される見込みとなっていた。

考察； 英国では公的部門による福祉への介入がより限定的傾向を示す一方で、専門的サービスの提供は、社会的企業を含む市場に移譲する動きが加速していた。平等法に代表されるような発達障害などの被保護的な特性を持つ人々の社会的経済的平等を推し進めようとする統合政策は、彼らにより多くのライフチャンスを保証し、社会の多様性を広げると予測される。なお、人権アプローチをベースに社会的包摂を図ろうとするこうした流れが、市民や市場の責任を拡大する中で起こっていることにも留意するべきであろう。

本調査は、平成 24 年度財団法人社会福祉振興・試験センターの助成により実施された。